

「在留届」をご存知ですか？ これから海外で3ヵ月以上滞在を予定される方へ

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しております。万一、皆様がこのような事態に遭った場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認して援護します。

Q 「在留届」とはどのようなものですか。

A 旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3ヵ月以上滞在する日本人は、住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられております。住所等が決まりましたら、必要事項を記入の上、速やかにお近くの在外公館へ提出して下さい。（世帯ごとに届出をすることもできますし、提出はFAX又は郵送でも可能です。）

なお、ORR ネット/<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>でも在留届が提出できます。

Q 「在留届」の提出を怠るとどういうことになるのですか。

A 「在留届」が提出されていないと、在外公館はあなたが外国に居住していることを知り得ません。

例えば、大災害のときや事件、事故のとき、あなたの安否確認、留守宅などへの連絡を行うことができません。

また、「在留届」提出後、転居や家族の移動など「在留届」の記載事項に変更があったときや帰国するときには、必ず提出した在外公館にご連絡下さい。

例えば、住所等の変更届がありませんと、いざという時の連絡などが受けられないこととなります。また、帰国の連絡がないままですと、緊急事態にあたり、在外公館は、既に帰国しているあなたの安否確認に時間をとられ、実際に滞在している他の皆さんの安否確認作業がそれだけ遅れることにもなりかねません。

Q 「在留届」にはどのようなことを書くのですか。

A 「在留届」には、氏名、本籍、海外での住所、留守宅などの連絡先、旅券番号、同居家族（配偶者、子ども）などを記入します。

Q 「在留届」は公表されるのですか。

A 「在留届」は、提出者のプライバシーを守るため、公表はしません。また、管理は厳重に行われています。

また、在メキシコ日本国大使館領事班では、治安情報等のお知らせをメールで提供しています。

「大使館からのお知らせ」メールの受信を希望される方は、メールアドレスを当館領事班 (ryojibu@me.mofa.go.jp) へ登録してください。